

## 副島種臣の借金問題について

齋藤 洋子\*

### はじめに

頭山満は、往年の回顧録の中で副島種臣との交流に触れ、幾つかのエピソードを紹介している。その中の一つに次のような述懐がある。

金玉均が来て「副島さんが、大変お困りの様子ですが、何んとかかりませんか」といふ。借金で苦しんであるといふのぢや。正直な男ぢやから、方々借金がかさんで気を腐らしてある様子ぢや。そこで、私は「私にも金は直ぐ出来んが、借金位のことはどうでもよい。一ツ行つて副島の膽伸ばしをする位造作ない。今からでも行かう」といつて、副島の家へ行つた。そして、「国家の柱石たるあなたが、その位の事に心配するのは宜しくありません。人には能不能あり、そんな金の事などは、あなたが、心配なさらんでも、あなたの知られる人間で其方の能のあるものが何んとか致しませう。私共は、拍手一ツ打つてもそんな金位は出来ますが、そんな事は、土台、あなたの御心配なさる問題でないのですから」といつてやつた。副島は大層喜んで、「いや、金のお世話を下さらんでも、その御一言は難有い。仲間になつても此の御親切に報ひます」と大いに愁眉を開いてをつた。副島の借金といつても、私の高利貸共から借りてゐたのに比べたら問題にもならんものであつたらう。伊藤（博文）や大木（喬任）などが、その借金を支払つたといふことぢや[薄田1932: 82-83]。[註：（）内筆者]

副島は、生涯清貧に安んじたというが[丸山1936: 341]、何故「方々借金がかさ」む程の状況に陥つたのであろうか。『副島種臣伯』には、

人を疑はぬ先生だから、腹黒い連中がせいゝ、甘いことを並べては資本を引き出した。出して貰へば馳の道それなりになるといふ風であつた。或る時も、書生をした一人が鉾山の話を持ち込んだ。よしと許り資本を調達して与へたが、それで三万円の損になつた[丸山1936: 355]。

と、ごく短い記述は見られるものの、問題の経緯やその後の借金の処理等、詳細については触れていない。前述のように頭山は、副島の借金は伊藤や大木などが支払つたとしている。そこで、大木の長子遠吉が編纂した『大木喬任談話筆記』を紐解いたところ、「古賀廉造談話」の中に次のような記述があつた<sup>(1)</sup>。

私事ニ付、大木伯ノ友誼ニ厚キ事ハ副島伯ノ家政一件デアル、ソウ云フト人ノ内事ノ秘密ヲ発ク様ダガ…時ハ忘レタガ槌カ明治廿二年ノ春頃カラノ事デシタロウ、私ガ西洋カラ帰朝シタ頃デシタ…副島伯ノ家政頗ル困難ヲ極メタル事ガアリマシタ、其ノ理由ハ左ノ通り、副島ノ家扶ニ吉原仁太郎ト云フ者ガアツタ、又宅ニハ娘婿ノ諸岡正純ト云フ者ガアツタ、家政ヲヤツテ居タ…然ルニ一朝副島伯ヲ欺ク者ガアリマシテ申ス事ニハ、福岡県ニ有望ナル銅山ノ売地

\*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程3年

アリトテ之ヲ買求ン事ヲススメタカラ、伯ハ其ノ言ヲ信シテ買入レテ、サア掘出シタ処ガ其ノ銅山ハ事実上廢坑同様ノモノニテ、鉦物ノアルヘキ山ニアラス、是レ其ノ大失敗ノ一因ナリ、ソコデ早く見切ヲツケテ事業ヲ中止スレバ災難ノ何タル事モナカリシニ、彼ノ吉原仁三郎ガ出張ヲシテ又々他ナル炭山ヲ買込ダ、然レトモ其ノ炭山ハ他人トノ争物デアツタノダ、請願坑願ノ争デアル、是故ニ之ヲ打消ス為メニ請願書ノ為メニ莫大ノ費用ヲ費シタノミナラス、家財之レガ為メニ蕩尽シテ三四万円ノ消費ガ出来タ、副島家元来富有ニアラス、然ルニ俄カニ三四万円ノ巨債ヲ造リタルニ於テハ為メニ日用ノ活計困難ヲ感スル様ニナツタ、於是哉副島家家政整理ノ必要ガ起ツタ、有志ノ士四五輩其ノ委任ヲ受ケテ大木伯自カラ委員長トナラレタ処ガ、大木伯ハ殆ント毎日々々負債消費方法ニ付種々ノ方法ヲ講究セラレ、殆ント一ケ年余リモ其ノ整理ノ為メ尽力シテ毫モ慊色ガ見ヘナカツタ、又其アヒタニハ種々ノ難問題ガ起ツタケレトモ皆ナ之ヲ打倒シテ整理ノ目的ヲトウ、達セラレタ

古賀は、少年隊として佐賀の乱に参加し、後に司法省法律学校を卒業、司法省入省後は検事、大審院判事等を歴任し、原敬内閣では内務省警保局長を勤めた人物であるが、副島の門人であり、大木を大先輩として師事していた[中村1975: 21, 古賀 1975: 9]。古賀によれば、副島はまず福岡で廢坑同然の鉦山を購入し、更にその後購入した炭山は他者との競合物件であった。その結果、三、四万円の借金を抱え込むこととなり対応に苦慮したが、大木を筆頭とする有志の者が一年余りをかけて負債処理にあたったという。

さて、副島家負債をめぐる問題については、国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書』（以下、『国会大木文書』）に「副島伯訴訟一件」、「副島伯爵家対木村政治郎訴訟事件書類（告訴上申書）外」と題された一連の書類が残って

いる<sup>(2)</sup>。更に、明治大学博物館所蔵『大木喬任文書』（以下、『明大大木文書』）中にも、同時期の副島に関係する幾つかの書翰を見出すことが出来る。これらの書類、書翰を調査したところ、同時期副島家の家計困窮の要因は、古賀談話にあった鉦山購入だけではないことが判明した。

明治23年春、副島は日本橋柳町の建物購入に際し詐欺にあい、一万円を消費していた。つまり、副島は同時期に二つの大きな負債を抱え込んでいたのである。

本稿の目的は、副島家負債問題及びその処理をめぐる経緯を出来る限り明らかにすることである。

尚、引用にあたっては、旧漢字を常用漢字に改めた。又、原資料の引用にあたっては適宜句読点を付した。

## 1. 鉦山購入の失敗

### 1-1. 借区競願とその背景

古賀の回顧談によれば、鉦山購入によって生じた負債には二つの要因があった。一つは、副島が甘言に乗って購入した銅山が廢坑同然であったことであり、もう一つは、副島家の家扶吉原が出張（恐らく先の銅山問題処理のためであろう）し、そこで新たに炭山を購入したところ他者との競合物件であったことである。本題に入る前に、吉原という人物について整理しておこう。吉原の履歴等については不明であるが、『国会大木文書』中に所収された「石炭仮区開坑御指令ニ付請願の理由書」（以下、「請願理由書」）には「請願人吉原維方」という名前が記されている<sup>(3)</sup>。「請願理由書」の詳細については後述するが、その内容から判断して「吉

原維方」が古賀談話中の「吉原仁太（三）郎」と同一人物であることは間違いないであろう。古賀は、吉原を副島家の家扶としているが、副島は書翰中で門下生としている<sup>(4)</sup>。

さて、問題の発端となった副島の銅山購入についてであるが、管見の及ぶ限りでは、経緯等を示す史料は見当たらない。しかし、副島が大木に宛てた委任状の中に「呼野銅山」とあることから<sup>(5)</sup>、該銅山は現在の福岡県北九州市小倉南区呼野に存在していたと推定される<sup>(6)</sup>。また、「企救郡誌資料」に残る当時の呼野町を記した箇所には、「明治二十一年頃より、三度此業復興。伯爵副島種臣によりて、旧吉原鉦に加ふるに、大同鉦の採掘はじまり」との一文を見ることが出来る〔伊東1972: 544-545〕。

次に、吉原が購入した炭山について見ていこう。まず、吉原は、如何なる経緯で炭山を購入したのであろうか。「請願理由書」には、その一端を窺える記述がある。

不肖請願者カ継承シタル平岡浩太郎カ明治廿二年三月中、前年八月中ヨリ計画ニ着手シタル希望ヲ據ヘ富永秋永共ニ初テ全村一致ノ承諾ヲ得テ完全ナル契約ヲ結ヒタレハ即チ地主同一ノ特権ヲ備ヘ得タルモノニシテ是レ不肖請願者ガ曩キニ借区許可ヲ出願セシ根拠ナリ、是レ坑法ノ指示ヲ遵奉セシモノナレバ其許可ヲ得ルニ於テ支障ノアルヘカラサルヲ自信シテ疑ハサリシユヘンナリ

平岡浩太郎は、後に玄洋社初代社長となった人物であるが、当時は田川郡で炭坑主をしていた〔頭山 1982: 101-106, 131-134〕。吉原の購入した炭山の所在地も田川郡であった<sup>(7)</sup>。吉原は、平岡が地主と契約した権利を継承したと記している。炭山を購入した吉原は、23年3月13日付けで「石炭借区開坑願」を提出したが<sup>(8)</sup>、同借

区に対して「石炭借区開坑願」を申請した者がもう一人いた。藤田伝三郎である。藤田は、長州藩出身で幕末には奇兵隊に参加した。明治6年に同郷の井上馨が創設した先取会社の頭取となり、翌7年藤田組を設立した。18年には大阪商法会議所会頭に就任している。

藤田が、同借区に対して「石炭借区開坑願」を提出するに至った経緯を示す史料は見当たらないが、吉原の「請願理由書」には、「茲ニ藤田伝三郎ナル者アリテ田川鉦業会社ノ権利ヲ継承セシト称シ、不肖請願者ト競争ヲ試ミタリ」と、記されている。田川鉦業会社は、21年10月に地元地主や有力者によって設立された会社である〔田川 1976: 863〕。吉原が、平岡が地主等から得た権利を継承したと語ったように、藤田組も田川鉦業会社が地主から得た権利を継承したと語ったのであろう。このような状況が生じた背景には、当時の田川炭田をめぐる借区競争の過熱があった。『田川市史』の記述から、田川炭田の歴史と合わせて概観しておこう。

明治11年、福岡県は三池鉦山局のお雇い外国人技師ポッターに依嘱し、筑豊炭田全域にわたる科学的調査を行った。その結果、鞍手郡上・下新入村の埋蔵炭が最も有望との報告を受け、翌12年2月にはボーリングを行った。本格的開発を進めるには、莫大な資本投下が必要と見た福岡県は、工部省に官営開発を上申した。14年に工部省は、藤田組に一括払い下げを計画したが、地元の反対にあい実現しなかった。20年8月の福岡県の稟申を受け、21年1月に農商務省は、県内の炭田について炭層の形状と山容の形勢に従い一つの堅坑により採掘のできる区域を一鉦区とする目的をもって石炭鉦区の選定を行ない、22年1月11日、福岡県布告第一号をもつ

て撰定坑区図面が各郡役所へ送達された。これにより設定された鉱区は「撰定坑区」と呼称された。

田川郡での撰定坑区は、赤池坑区・金田坑区・楠坑区・伊田坑区であり、このうち楠坑区・伊田坑区はほとんど処女坑区であり、又伊田坑区は撰定坑区中最大の面積を有していたことから注目が集まった。しかし、楠坑区・伊田坑区は、撰定坑区の指定より早い21年1月5日に、海軍予備炭田として封鎖することが決定していた。撰定坑区を設定して炭坑の大規模化を図りながら、同時に軍事的必要性を考慮して石炭資源を温存しようという相反する政策が、田川郡の炭田をめくり露呈したのである。田川郡の処女坑区は、地元だけでなく中央の資本家も注目していたため、海軍省による封鎖の波紋は大きく、封鎖解除運動が一気に盛り上がった。21年には地元地主や有力者が中心となって、5月に筑前坑業会社、6月に筑豊鉱業会社、10月には田川石炭坑業会社が成立し、田川郡の借区取得を目指して運動を開始した。一方、中央資本家の借区申請は、21年5月7日に渋沢栄一・益田孝の連署で福岡県に提出されたが、同月17日付で却下となった。

22年1月末には、筑豊の主な炭坑主及び県知事も上京して、予備炭田解放を政府に陳情した。当時の農商務大臣井上馨は、予備炭田解放後の借区争奪紛争を懸念して、地元の出願委員と東京の出願人代表である渋沢栄一・福島良介を招き、共同で事業を起すよう説得した。両者がこの提案を受け入れて設立されたのが、田川採炭会社である。そして、22年4月16日、田川郡・嘉穂郡の予備炭田の一部が開放された。

井上が懸念したように、借区競争は過熱して

いった。そもそも、借区をめぐる競争は、撰定坑区設定以前の明治17、8年ごろから生じていた。借区申請に当たっては、当該借区の地上権者である地主の承諾を必要としていたため、地元有力者や顔役が入り乱れて暗躍したという。予備炭田解除直前には、解除後の先取権を獲得するため激しい攻防があったが、解除後も様々な問題が生じた。たとえば、最終的に平岡浩太郎・山本貴三郎が取得した楠坑区は、田川採炭会社も取得を企図し、予備炭田解除前に金川村有志との間に諒解をとりつけ承諾金として千五百円、山林の売買代金として千五百円を支払っていた。しかし平岡等と競願したため、田川採炭会社は出願権利を放棄し、その代償として五千円を受け取った。更に田川採炭会社は、裁判によって金川村に支払った権利金を取り戻した[田川 1976: 858-893]。

以上のように、吉原と藤田の間に生じた競願は、両者に於いて唯一ではなかったのである。また、先の平岡等と田川採炭会社の攻防から推察できることは、借区地上権者、つまり地主の村人達が両者と契約をし、双方から承諾金を得ていた可能性が大きいということである。

さて、吉原と藤田の競願の結果は、23年7月30日付けで指令が発せられた。翌31日の新聞には、「田川郡炭山競争の処分」と題された記事が掲載され、申請者其々に許可となった借区坪数が紹介されたが、記事の最後尾には「以上は悉く三坑区内にして此外同坑区中出願して聞届けにならざりし者は吉原維方、伊藤儀八郎の両氏なりと云ふ」と記されている<sup>(9)</sup>。

吉原と藤田の競願は、藤田に軍配が上がったのである。

## 1-2. 農商務省へ請願

「田川郡炭山競争の処分」には、

福岡県豊前国田川郡の炭山中にて借区出願の最も面倒なるは、頭山満氏と藤田伝三郎氏の競争なりしが、農商務省鉱山局に於て取調協議の末各自権利のある部分丈を許可することとなり昨卅日を以て指令ありたり

と、借区を競願した頭山と藤田に対して鉱山局が取調協議をした結果、両者の権利を確定し許可を与えたと記されている。事実頭山は、当時田川の炭坑二百万坪が藤田との競願になったが、藤田には井上馨の後ろ盾があり農商務相陸奥宗光も井上に気を使っていたため、鉱山局長和田維四郎の元へ直談判に及んだと語っている[頭山 1982: 131-134]。

では、吉原と藤田の競願についても鉱山局の取調協議の末に出された結論であったのだろうか。また、吉原つまり副島側は、決定が出るまで、どのような対策に出ていたのであろうか。

副島は、7月1日と7月7日に農商務大臣陸奥宛てに書翰を認めている<sup>(10)</sup>。前者では、明日平野新八郎を使いを送る、と記されているが具体的な内容は記されていない。平野新八郎は、長崎県島原出身で、長崎広運館で英学を修めた後、島原公立学校教員、英学私塾開校、長崎県警察本部書記科並に翻訳係、肥前陶器山田代商店上海支店支配人等を勤め、20年12月兌換銀行員に選任され翌21年7月には同行取締役兼支配人に選任されている<sup>(11)</sup>。『国会大木文書』には大木宛平野書翰が9通所収されているが<sup>(12)</sup>、内8通は本稿のテーマに関連する書翰であり、一連の副島家借金問題において大木の手足となって動いていた形跡が窺える。

陸奥宛の后者書翰では、「吉原維方をして一

応此書帖を呈せんため貴筆ニいたらしむ」と、吉原名で「書帖」を陸奥に呈していることが窺える。その後、両者間でどのようなやり取りがあったのかを示す史料は見当たらないが、7月26日、陸奥宛大木書翰には次のように記されている<sup>(13)</sup>。

陳者昨日御談之件副島ト熟談届兼訳ハ、同人甥ニテ同人之娘め夫ニ相当候諸岡正順ナル者病氣之末今朝死去致シ、右人ハ副島ト同居家内同様ニ致シ居、皆々副島之心配中ニある者ニ而彼是副島ニモ混雑中ニ付、さし詰メ談合致兼候次第ニ有之候、外人ヘモ少相談致候処、成程鉱山局長ト副島之代人ト対審願出候義ハ甚不当之至ニモ可有之候間、願人ト対審被下道ハ被相叶間敷杯種々評論致、尤右混雑中ニ付何分夫レト云相談副島ヘ出来兼候次第ニ御坐候、右之次第ニ付御職務上ニ大関係無御坐候ハ、今一兩日御猶豫被下道ハ被相叶間敷御頼候

上記書翰からは、25日に大木と陸奥の間で何らかの話し合いがあったが、その内容は諸岡の死去という事態が発生したため、未だ副島に伝わっていないこと、また大木等が、請願者である吉原が鉱山局長と直接会って事情を説明する機会を得られないか等、何らかの方策を模索している様子が窺える。前述したように、吉原、藤田が競願した借区への指令は30日に発せられている。大木が一兩日の猶予を求めたのは、指令日が迫り農商務省が最終判断を下さなければならぬ局面を迎えていたからであろう。

結局、吉原の請願は入れられなかった。『国会大木文書』には、借区決定後の8月付けの「石炭借区開坑御指令ニ付請願書」と「請願理由書」が残されている<sup>(14)</sup>。請願は、吉原名で農商務大臣陸奥宛てに作成されているが、吉原が副島の門下生或は家扶であったことを考慮すれば、副島の口述を筆記した可能性も少なくな

い。「請願理由書」では、自分は地主たちの了解を得て契約を結んだのだから、坑法に遵じていると主張している。一方で、藤田が権利を継承した田川鉱業会社については、

地元ニ係り地主ノ承諾ヲ得ンヲ囟リシモ、終ニ其要領ヲ得ル能ハス僅ニ之ヲ得ルモ詐偽強迫ノ手段アリシ事ハ明白セシ所ニシテ、決テ完全ナル者ニ非ラサル事曩ニ屢上申セシヲ以テ今復之ヲ贅セス

と、地主の了解を得ていなかった、或は脅迫により了解させたと断じているが、その根拠となる史料等は附されてはいない。そして、

不肖請願者ニ一応御審問アリタル事ナシ、是不肖請願者ガ疑惑ノ免レザル所ナリ、仰キ願クハ請願者カ根拠トスル地主ノ承諾契約果シテ完全ナルヤ否、藤田伝三郎ガ権利アリト称スル事果シテ正直ナルヤ否等競争者互ノ曲直真偽何レノ御場所ニ於テ乎(註釋)公明正大ニ御審査被為在然上御再案ノ御指令被為降度奉希望候

と、一方の請願者である吉原に何の審問もないまま決定が下されたことに対する不満を表明し、自分と藤田のどちらの言い分が正しいのかを判断するため、地主等との承諾契約の真偽等に対する再審査を願い出ている。吉原そして副島は、あくまで自分たちこそ坑法に準拠した手段で借区申請を願い出たと主張している。但し請願書が実際に農商務大臣宛に提出されたか否かは不明である。『大木文書』に残る同請願書は「8月 日」と日付欄は空欄である。勿論、提出書類の写し、あるいは草案であるとも考えられるが、既に決定後であったことを考えると、最終的には提出されなかった可能性も否定できないであろう。

どちらにしても、吉原と藤田の競願に対して、再審査が行われることはなかった。

### 1-3. 藤田組との交渉

吉原は、炭山購入に際してどれほどの出費をしたのであろうか。「請願理由書」には、「不肖請願者ハ前陳セシ如ク坑物所在地ノ地主ノ承諾ヲ得テ完全ノ契約ヲ為シタ」と記されている。本来ならば、地主に対しての承諾金が一般的であろうが、先に平岡が地主と交渉して得た権利を継承したと主張していることを考えると、出金は平岡に対してなされたとも想定できる。どちらにしても、その具体的な金額は明らかではない。

先に、平岡・山本と競願した田川採炭会社が、借区出願権利を放棄する代償として五千円を受け取った例を挙げたが、藤田と競願していた吉原つまり副島側は、藤田とどのような交渉をしたのであろうか。以下、副島側と藤田との交渉経緯を史料によって追ってみたい。

大木は、少なくとも借区決定が下される10日前には、藤田組と交渉を開始している。大木は、まず福岡県知事安場保和に藤田組との交渉を依頼した。安場に依頼した理由は明らかではないが、恐らく、競願の対象となっている鉱山が福岡県に存在していたからであろう。

7月19日、大木の意を受けた平野は、在京中の安場を訪ねた。安場は、昨朝藤田組の者を呼んで示諭したが、自分の一存では即答出来難く内部で話し合っ一両日中に返答する、と答えた旨を告げた上で、「自分ヨリモ、山縣井上両伯ヘモ仲裁依頼可致ニ付、当方ヨリモ両伯ヘ至急申込有之度」と語った<sup>(15)</sup>。安場は、自分も尽力する積りではあるが、藤田と同郷である井上馨、山縣有朋等の仲裁の方が有効だと考えたのであろう。

8月5日、再訪した平野に対して安場は、藤

田組の代理人桑原政が自分一人では「確答致兼候」返答してきたこと、さらに大阪本社へ打合に行く桑原に同行して自分も大阪へ出向き、藤田に直接交渉を試みる積りであると語った<sup>(16)</sup>。こうした経緯を平野を通じて耳にした副島は、8月12日付けで大木に書翰を寄せた。

拝復、只今小生田川炭山一件之義に付、藤田家某へ御仲裁可被下ため安場知事へ御示談被下、尚又陸奥大臣は一日山縣相国へ御相談被下候趣、御紙面并平野新八郎氏口述にて委細承知仕難有奉謝候、尚結局退方等仰貴配候、私事を以て諸君を煩候次第近頃畏入候、尤山縣君へハ明日公用之私用之ため可成謁之積ニ付、右一件をも序ながら依頼可致候

文末で副島は、自ら山縣に「依頼可致候」と記している。私事で人々を煩わしていることを心苦しく思いつつも、対策に苦慮していた様子が窺えよう。

前言のとおり、安場は藤田と直接交渉するため大阪に立寄った。しかし、藤田が神戸の別荘に滞在中であったため、わざわざその地を訪ねている。安場は、藤田との会談内容を詳細に大木へ報じている<sup>(17)</sup>。それによれば、藤田はまず「先日代理人桑原政より事情一と通り致承知、第一山縣総理、陸奥大臣よりも段々御懇諭之次第も有之且つ保和より巨細之事情承知いたし候而ハ副島伯之御事情深々相察」と、既に副島が困窮している状況を理解している旨を告げた。しかし、当時藤田組も事業が不振であり「旧主毛利家へ金融之歎願中尔有之候、藤田組之計画殆んど廃業之域ニ」達しているため「桑原及び社員重立候者之見込ハ猶少額」であるが、自分は何とか「三千円丈ハ呈出」するつもりであるので、「夫にて訴訟等之事尔立至らず終局いたし候得者大幸

と奉存候」とした上で、「夫れにて承諾尔不相成候節ハ是非尔不及好しからず候へとも裁判沙汰尔相成候而、其成行に一任いたし候外無之心底深く御汲取被下候」と、三千円以上の捻出は難しいと語った。当時藤田組は、事業の資金繰りに窮し、旧主毛利家から融資を受けていた[武田 1982]。安場は、藤田と会談した感想として「私之見込に而ハ副島伯困難之事情と紛議終局之利害得失ハ充分相分り候上之返答と相考」と記している。

安場の着阪に合わせ、平野も又大阪に赴いていた。8月15日に着阪した平野は、9月に入っても大阪に滞在していた。大木の意を受けた副島の門弟中村純九郎は、9月3日付けで平野に書翰を送り、今後の見込みを示すと共に早々の帰京を促した<sup>(18)</sup>。

察スルニ藤田モ容易ニ壱万円ノ出金ハ承知致ス間敷、此方モ三千円ニテハ到底整理ノ見込無之、此上ハ兎島氏等ノ強談ニ任セ、且又今朝モ粗申上通り伊東巳代治氏モ近々下坂可致ニ付、此ノ人ノカト周旋ニ依テ何程カハ引上ケル道モ相付可申、又其中ニハ此方願意ノ条理モ輿論ニ認メラレ候ハ、一層ノ勢力相附可申歟、兎角スルヤ時日ハ益々長ク相成リ御滞在アリテ永ク御苦勞被下ルモ御氣ノ毒ト、旅費ノ支ハサルトノ不都合モ有之候へハ、成果ヲ見ス御引上ノ義モ御遺憾ニハ可有之モ、東京ノ方何分追々不断ルシテ困ル故、一先ツ帰京東京ノ腹ヲ定メ再下スト唱へ、一旦御引上ケ相成度跡ノ義ハ兎島其他ノ諸君ニ宜シク依頼ストテ險阻御出發相成ラン事ヲ希望ス、尤モ三千円ノ義ハ承知スルトテナク亦否ムトテナク、其ハ其俣据置キ不定ノ間ノ黙シ去ルノ手段ニ御出テラレンコト希望ノ至ナリ、左スレハ亦利益ノ周旋人安場モ帰任シ跡ハ、新手ノ伊東兎島等ニテ可ナリノ好果ヲ見ルモ計ラレス、此旨御含ミ速ニ御帰京相成候様、右伯ノ主意ヲ御伝申上候

上記の書翰からは、まず、大木が藤田組に対

して一万円を要求し、それに対して藤田側は安場を通じて三千円の支払いを提示していたことが窺える。また「新手ノ伊東兎島等ニテ可ナリノ好果ヲ見ルモ計ラレス」と、今後の藤田との交渉役として伊東巳代治の名前を挙げている。

大木は早くから、伊東の周旋を期待していたのか、7月21日には平野を遣わしている<sup>(19)</sup>。また、8月5日付大木宛平野書翰には「尤伊東書記官長モ藤田廉三郎ハ熟懇之間ニ付、同人より申述候而モ宜敷トノ事ニ御坐候」と記されていることから、伊東は自ら周旋の労をとっても良いと申し出ていたようである<sup>(20)</sup>。

その後伊東は、下阪し藤田と連絡を取っている。9月6日付で伊東は大木に宛て書翰を認めているが、「藤田においてハ、是迄之心配家ニ対し義理としても小生ニ而迄花を持たせ候事出来申間布」と、これ以上の金額上乗せは難しいとの見込みを伝えている<sup>(21)</sup>。同書簡中で注目すべきは、「別紙中、伊藤伯より御話云々との出所ハ、先頃小生小田原ニおいて談話の節、副島伯の方ニ道理有之様聞取被有、伯ニ申述置候ニ付、其辺を以て伯より藤田へ御話有之ニ原因之事ニ御坐候」という一文である。すなわち、伊藤博文もまた藤田に対して、副島のために口添えをしていた。

9月29日付で副島は大木宛に覚書を認めた<sup>(22)</sup>。

覚

一、金貳千円、右者藤田伝三郎より之證書

一、金三千円右ハ藤田組之振出し小切手

右正ニ落手致候也

九月廿九日 副島種臣

大木喬任殿

藤田は、安場との会談において、三千円の呈

出が限度であると告げていたが、会社とは別に個人として二千円を用意したのであろう。この結果が、伊東等の交渉の成果であったや否やは、その間の史料が見当たらないため明らかではない。しかし、約一月足らずの間に二千円の上乗せ交渉が成立した背景には、安場や伊東らの仲介のみならず、山県、陸奥、伊藤等の口添えが功を奏したという可能性は否定出来ないであろう。

二千円は大金ではあったが、一万円を要求していた事実を考えれば、五千円で負債が返済出来たとは考え難い。事実、副島は先の覚書に、不足残高を記した書を付している。

廿三年一月ヨリの不足高

三百廿九円余 米代

八十円 雑費分

百三十円 上田丈吉ヨリ借入分、工夫尔払分

メ金五百三十九円余

其他凡百円 事務受入用 松尾常次、加藤伊之吉

23年9月29日時点で、副島家には少なくとも六百三十九円の不足が生じていたのである。

その後、大木がどのように副島家の家政を整理していったのか、その詳細は明らかではないが、藤田から送金のあった9月29日朝には、平野を日本銀行総裁川田小一郎のもとへ遣わし、低金利での融資を依頼している<sup>(23)</sup>。10月7日に、平野は再び川田を訪ねた。この日平野が大木に宛てた書翰に「副島家千円借り替も承諾致呉候間」とあることから<sup>(24)</sup>、副島家が高利貸し等から借りた千円を、川田の周旋によって借り替えをおこなったとの推測も成り立とう。細微にわたる大木の尽力を副島は心強く感じたことであろう。



一、藤島置上ケ花瓶 一對

右者主人より、従二位様へ被進候間、宜敷御披露奉願候也

廿三年十月廿七日 副島家之扶  
大木様御家扶御中<sup>(25)</sup>

副島が大木に示した感謝の証である。

さて、藤田と競願した田川炭山については、一応の落着を見たが、問題は未だ残されていた。そもそも事の発端となった銅山購入はどのように処理されていったのであろう。

明治24年4月2日付で、副島は大木宛に委任状を認めている<sup>(26)</sup>。

一、呼野銅山吉原ノ委任を解く事

一、今慶助処分の事

一、呼野銅山事務所引揚げ并に同所に在る人員処分の事

其他吉原に掛る一切の事

右之通御委任仕候也

明治廿四年四月二日 副島種臣  
大木喬任殿

上記委任状に記された、「今慶助」とは一体いかなる人物であろうか。現段階では全く手がかりが掴めていない。また、副島から委任を受けた大木が、その後どのように事を処理していったのかを示す史料も見当らない。しかし頭山が、「金の事などは、あなたが、心配なさらんでも、あなたの知られる人間で其方の能のあるものが何んとか致しませう」と語ったように、事務能力に長けた大木の手腕により副島の家政は整理されていったことだけは間違いないであろう。

## 2. 建物購入とその波紋

### 2-1. 購入の経緯

前章において、副島は遅くとも明治23年初頭には、鉾山への投資に失敗し多額の負債に苦しんでいたことをみたが、同時期にさらにもう一つ難問を抱え込む事となった。建物購入に絡む詐欺被害である。

明治23年2月、副島の甥であり且娘婿である諸岡正順は、木村政次郎から建物を購入したが、これが全くの詐欺であった。前述したように、『国会大木文書』中にはこの事件に関する訴訟史料等が所収されている<sup>(27)</sup>。以下本節では、これらの書類から問題の概略と経緯を見ていくこととする。

明治23年2月頃、杉本茂、田中義平が副島の元を訪れ、日本橋柳原川岸官有地にある煉瓦造り家屋を、所有者木村政次郎が売却を希望していることを告げた。両者によれば、結約の上は即時登記を済ませ且同時に官有地借用名義も買主に書換えるという。そして該建物は木村の所有である事は確実で、故障等は一切なく、勿論抵当若くは質入等の関係もない上、非常に廉価であると語った。副島は、当時鉾山問題で家政整理にあたっていたため、自身の妻子を諸岡の元に置いていた。こうした事情もあって、諸岡が両者の意見を入れて木村と契約を結んだことについて特に干渉はしなかったという。

諸岡は、木村所有の日本橋柳原川岸官有地にある煉瓦造り家屋を二万円で購入する契約をした。その際木村は、至急必要であるから、手形でも構わないとして一万円の支払いを懇請した。諸岡は木村を信用していたため、請われるまま、23年3月14日に五千円の約年手形二枚を

渡し、木村と共に登記所へ向かった。すると木村は、この建物を抵当として四十七銀行の柳元静馬から一万円を借用していることを告げ、この借用を諸岡がしたような形をとらなければ、所有名義の書換えは難しいと語った。諸岡は、疑義を生じながらも、既に一万円の手形を渡した後であったので、建物の名義を書換えなければ後の禍になると判断し登記を願い出た。すると、2月25日付約定証には375坪と記載されていた家屋総坪数が245坪になっていた。流石に諸岡も、127坪もの相違には異を唱えたが、木村は届け済みの坪数は245坪であるが、実坪数は約定証に記載されていた375坪に相違ないと主張した。諸岡は、木村の言葉を信じてそれ以上の反論はしなかった。しかし、その後3月17日付で借地名義の書換手続書類に調印し、木村に渡すも、何故か日一日と延滞し4月8日になってやっと府庁に提出した。すると今度は、府庁から拝借願替の不許可が申し渡された。

諸岡が府庁を訪れ理由を質したところ、該地所は当初から青物市場敷地として貸下げた特許の場所であり、青物営業者以外へ貸下げられることはない土地であったことが判明した。更に、諸岡が契約した家屋に住居する青物市場営業者は、木村が当該建物を売却しようとしていることを探知して、故障ありとして刑事、民事双方で訴訟を起こし継続中であった。つまり、木村は諸岡と契約時には当該建物を処分する権利を有していなかったのである。また、登記上と契約上の坪数の相違も、実地調査を行ったところ、登記上の坪数が正しかったことが判明した。当初は木村を信用していた諸岡も、事ここに至っては詐欺にあったことを認めざるを得なかった。23年4月14日、副島は木村を告訴した。

以上は、裁判書類中で原告副島が語った事件の概要である。副島は、木村との契約は諸岡の責任で行われ自分は特に干渉しなかったと語っている。しかし、同契約には副島も同意していたと考えられる。

23年2月25日付けで木村との間で交わされた「建物売買約定証」の署名欄には、「本人、副島種臣、保証人、諸岡正順」としてそれぞれ署名捺印がなされており、登記も借地名義書換も副島名で申請されている。副島は、「当時原告は家事整理の件ありて該件を以て故諸岡正順に妻子置しが」としているが<sup>(28)</sup>、大木は、「諸岡は副島と同居の者」と記している<sup>(29)</sup>。また、裁判所へ提出した書類に記された住所は、副島が「東京都京橋区越前堀二丁目二番地」であり、諸岡が「東京都京橋区越前堀二丁目二番北」である。大木の言から判断しても、恐らく副島家と諸岡家は隣家というよりはむしろ、同一敷地内の別棟に居住していたのではないだろうか。

諸岡は娘婿であると同時に、副島の甥であった。こうした事情を考慮すれば、諸岡家（諸岡正順の家族）は、副島家と生計を一つにしていた可能性も否定できない。それ故、副島家の長である種臣名で土地購入、登記等がなされたのではないだろうか。

## 2-2. 裁判の経緯

23年4月14日、副島は木村を東京軽犯罪裁判所に告訴した。告訴状の中で諸岡は、前節に挙げた、建物購入経緯を挙げ、木村の行為は「被告木村政次郎の所為は即ち刑法第三百九十条以下の数条に該当する犯罪なりと果料するに付」と断罪した<sup>(30)</sup>。しかし、23年10月4日、「被告が詐欺ニ出タモノト認ム可キ証憑充分ナラサ

ル」]として無罪が言渡され、さらに

民事原告人副島種臣、代人高橋重蔵ヨリ本案建物売買登記取消、金五千円手形二枚取戻金八十七円十銭九厘、家屋税金十六円、登記料売買契約裏書証書取戻等ノ請求アルモ被告カ、犯罪ノ証憑充分ナラサル上ハ公訴附帯ノ私訴トシ裁判ヲ与フヘキニアラザルヲ以テ民事原告人ノ請求ハ採用セス、押収シタル証拠書類ハ各差出人ニ還付ス

との判決が下された<sup>(31)</sup>。

恐らく即刻上告したのであろう。翌24年2月26日付けの東京控訴院の「判決正本」が残されている<sup>(32)</sup>。これによれば、東京控訴院は、「東京軽罪裁判所か言渡したる判決は相当にして廃棄すべき筋なき」として控訴棄却を言渡している。判決「理由」は、以下のようにしるされている。

旧治罪法第二条及第四条ノ規定ニ拠レハ、公訴ニ附帯シ私訴トシテ刑事裁判所ニ提起スルヲ得スヘキ損害補償ノ訴ハ、其事実ノ公訴ニ牽連スルノミヲ以テ足レリトセス、必ス犯罪ニ起因スルモノナラサルヘカラス、然レハ公訴ニ附帯シテ一旦受理シタル損害補償ノ訴ト雖トモ審理上其損害ノ犯罪ニ起因セサルコト判然タラハ、固ヨリ刑事裁判所ニ於テ管轄スヘキモニアラサルヲ以テ、即管轄違ノ言渡ヲ為サルヘカラス、故ニ控訴人ハ假令被控訴人ノ行為ニ依リ損害ヲ受ケタル事実アリトスルモ、既ニ公訴ニ付証憑不十分ノ理由ヲ以テ無罪ノ判決ヲ為シタル上ハ、其損害ノ犯罪ニ起因シタルモノト認ムヘカラサルコトハ分明ナルヲ以テ、原裁判所カ本件ヲ私訴トシテ裁判スル限ニアラスハ為シ、管轄違ノ言渡ヲ為シタルハ当然ナリトス

冒頭で「旧治罪法」と記されているのは、治罪法（明治13年制定）が、23年7月に刑事訴訟法へと改正されたためである。控訴院は、控訴附帯の私訴である以上、公訴において無罪の判

決が出た以上は、附帯私訴は成り立たないとの判断を下したのである。

2月28日、原告副島の代言人の一人であった元田肇は大木宛書翰の中で、控訴院の判決に対し「驚入申候」と語り、

抑、治罪法及新刑事訴訟法ノ明文及法意ニ依ルニ、已ニ公判ニ移サレタル以上ハ假令公訴ハ証憑充分ナラストナシ放免セラル、モ、私訴ニ就テハ裁判ヲ与フヘキ筋ナル事、独り不肖ノ僕タル所ニ非ス先輩教者ノ確認スル所ナリ、然ルニ東京控訴院第四部ハ此明白ナル法理ニ反シ棄却セラレシハ、果シテ如何ナル理由ノ在リテ存スル乎

と、判決の不当性を主張した<sup>(33)</sup>。そして今後の策として、「此俟にし更に民事に出訴する乎、又は該控訴院の判決を上告する乎」の二通りを挙げた。元田は、上告すれば一、二審が破棄される見込みはあるものの「時日を遷延する恐れ」があるので、「寧ろ民事に於て更に出訴する方、可然歟」とする一方で、「乍去、大審院の判定を経されは法理果して何れに帰すべく乎確かならざるの感」があるので、直ちに上告すべきか逡巡している。

その後、副島側がどちらの方法を採ったのかを示す明確な史料は残されていないが、25年7月1日付平野宛書翰に「青物市場訴訟事件も全く副島家之勝訴と相成落着候由伝承慶賀之至りに御坐候」との一文が記されていることから<sup>(34)</sup>、最終的には、副島側が求めていた、契約の解除、支払い済み額の返却、裁判費用等の弁償等が完全に認められたことは間違いないであろう。

## 2-3. 副島家と青物市場組合

前節で、第一審の東京軽犯罪裁判所において

被告人木村が、証拠不十分により無罪判決を受けたことを見たが、これは「青物市場組合」の歴史と密接に関係していた。前節同様『国会大木文書』所収の史料によって概略をみていくこととする<sup>(35)</sup>。

明治20年2月、前市場頭取岡本善吉他14名は、市区改正青物市場確定地となった日本橋区柳原第二号官有地594坪余を拝借した。21年3月25日、頭取改選が行われ木村が新頭取となったが、そもそも木村は青物業者ではなく土木請負業者であった。青物組合が市場家屋建築を木村に依頼したところ、木村は建築の便宜のために、自分を頭取として建物建築部分相当の官有地拝借名義を自分一名に書き換えて欲しいと申し出た。組合側はこれを容れ府庁へ申請したが、当該地の性格上、青物市場営業者以外への拝借は許可出来ないとして却下されたため、木村を市場営業者として組合に加入させた後、木村の申し出通りに府庁への申請を行った。

頭取となった木村は、組合から得た市場家屋建築費の不足分を、四十七国立銀行の柳元静馬から調達した。これが、副島家が購入した建築物が柳元の抵当となっていた所以であったようである。

副島家と木村との建物売買契約に至るまでには、以上のような経緯があった。木村が副島家と売買契約を結んだ建物が立っている官有地は、本来市場営業者15名が連名で府庁から借りていた土地の一部であったが、副島との契約時には、法律上は木村一人の拝借地となっていた。判決理由には、建物築造費用を（前述柳元静馬より）木村が負担したこと、登記上該地所は木村一人の名義であること、更には連帯借地人との間で該地所は木村が勝手に取り扱う旨の

約定があることから、副島家との売買契約は詐欺にあたらないと述べられている。もちろん、青物組合側はこのような結果を招くことなど予想だにせず、「規則等手段あるも弁知せざる者なれば、単に建築を希望するの一点あるのみ」で木村の要望を入れたことが、こうした事態を招くこととなったのである。断定することは出来ないが、『国会大木文書』に残された書類等を読む限りでは、木村は当初から邪心を持って、青物市場家屋建築を請け負ったように見受けられる。

さて、木村が他の業者に諮ることなく、副島家と建物売買契約を結んだことは他の営業者に大きな波紋を呼び起こしたことは、言うまでもない。彼らはまず、頭取改選を行い木村の頭取職を解き、同時に府庁へ該建物の借地名義を木村一人から借地連帯15名へ書き換えるよう願出た。そして、木村と副島家との売買契約解除を求めて訴訟を起こしたのである。しかし、青物営業者にこうした行動を促していたのは、副島側であった。鉾山問題同様、平野新八郎が青物営業者等と交渉にあたったようである。

前述のように木村は、4月8日借地名書換えを府庁に申請し却下となっている。その翌日、4月9日には、木村に代わり新頭取となった小川正三から平野宛に「陳者、御多忙中毎々ゴ出張ニアツカリ難有御礼千万奉謝候、就テハ本日市場頭取人撰ニ及候処」と改選結果を伝えている。「多忙中毎々ゴ出張ニアツカリ」という文面からは、既に平野が何度か彼らのものと訪ねていることが窺える。諸岡が3月中旬には借地名義借換書類を渡したにもかかわらず、木村はなかなか手続を取ろうとはしなかった。

副島側でも木村の対応に疑問を抱き、内偵し

ていたのではないだろうか。4月4日には、営業者中10名が連署して、木村の頭取職を解き、頭取選挙を行う意向である旨を両国青物市場に申し出ている。先に見た木村と青物営業者のやりとりと比較すれば、実に的確で素早い対応である。或は、平野を通じた副島家側からの誘導があったとも考えられる。

阪田貞次郎なる人物は、25年7月1日付平野宛書翰の中で、副島家の勝訴に落ち着いたことを祝すと同時に以下のようにしている<sup>(36)</sup>。

去二十三年四月初旬、諸岡氏と貴君之御依頼に付、売買解除方に微力を尽し、其事實は青物市場組合江加入し、青物問屋一同協議相計終に告訴候事に決し、小川庄兵衛、高橋清次郎と自分と惣代の委任を受け四月十三日夜に至り告訴し直ちに家宅搜索請求す(中略)三ヶ年間市場住居シタルハ即ち、小生なるものに対し副島伯爵の頼むとの尊を重し、且つ諸岡氏御依頼も有之に依り、貴君と俱に此の結果をみると欲し、今日迄低々とし表面に市場之管理を為し、内に売買解除の事に微力を尽し今日に致りたり

文面から察するに、阪田は諸岡と親しくしていた者であったのであろう。しかし、わざわざ青物市場組合へ加入して住居も移し、3年もの間副島家のために尽力しているとは驚嘆に値する。阪田は、副島の「頼む」の一言に動かされたこと記している。こうした影で支えた人々があったからこそ、副島家の勝訴に落ち着いたのであろう。

さて、以上のように、副島側は木村と裁判を争うだけでなく、その裁判を有利に進めるため青物市場営業者と協力して木村を追い詰めていった。

ここでも鉾山処理問題同様、様々な対策を講じたのは大木であったと推定される。既に紹介

したように、控訴棄却後元田は大木へ書翰を送り善後策を協議している。大木は、司法卿経験もあり当時の裁判事情にも精通していた。恐らく、家政整理だけでなく裁判対策もまた、大木主導のもと処理されていったと言えるのではないだろうか。

## おわりに

本稿では、明治20年前半における副島家の負債問題の内容を一次資料から明らかにすることを試みた。

副島は、福岡県での鉾山購入、その後の炭山購入により多額の借金を負った。その上、甥であり娘婿でもある諸岡が、不動産詐欺に遇い失意の中で死去した。借金に苦しむ傍ら、訴訟問題にも悩まされた、副島を救った最大の功労者は、同郷の大木喬任であった。冒頭で紹介した古賀の回顧談のくだりは次のように締めくくられている。

カク一年一日ノ如クニ困難ナル財政ヲ整理スル事ハ実ニ容易ノ業ニアラズ、然ルニ自分ノ家事ヲ整理スルカノ如クニ自カラ其ノ術ニ当リテヤラレタ故、他ノ委員モ亦タ其ノ精励ニ驚キ且ツ感シテ為メニ整理モ一層早く<sup>可成</sup>□リ、遂ニハ整理ノ実ヲ挙クルニ至ツタ、副島家デハ其ノ報謝トシテ華花ナル花瓶ヲ贈レリ、コノ様ナ次第デアルカラ、之ヲ聞知スルモノハ皆、大木先生ノ友誼ニ深キ事ヲ称揚シテ止マサリシ

これ以上贅言を必要としないであろう。

ところで、本稿で挙げた人物以外で、副島に手を差し伸べた人物の一人が、庄内の菅実秀であり、酒井家であった。[加藤1966: 321-338]によれば、明治23年上京し副島を訪ねた庄内人富田利勝は、副島がひどく悄然としているのに驚いた。理由を尋ねると、三万円の負債を背負い

こんで返済に窮しているという。そこで富田は、菅実秀に「おはかりになつてはどうか」と勧めた。菅は、維新後の庄内藩を代表して、維新政府と交渉にあたった人物であり、それが縁で西郷と親交を結んだ。征韓論争後帰郷した西郷を、菅は鹿児島に訪ねている。

菅はまた、副島の人格中に西郷を彷彿とさせるものがあると感じ、明治十七年に富田利騰（善四郎）、三矢正元（藤太郎）、黒崎馨（研堂）の三人を東京に遣わし、副島の訓えを受けさせた。こうした縁もあり、酒井家が『南洲翁遺訓』を編纂した際、副島に序文を依頼した。

富田の言葉に勇気づけられた副島は菅に書翰を認め、富田に託した。そして、菅の英断により酒井家から二万円が副島に送られた。副島は、その返礼として、24年8月と25年3月に庄内を訪問している。酒井家は副島を歓待し、副島も前年の厚誼に答え、人々に対して講義をしたという。副島と庄内人の交流もまた、副島の伝記研究上においては、大変興味深いテーマと言えるであろう。

〔投稿受理日2006.9.26／掲載決定日2006.11.30〕

#### 注

- (1) 「明治35年4月16日付、古賀廉造談話」「談話筆記：下」国立国会図書館憲政資料室蔵『大木喬任文書』（以下、『国会大木文書』）69-3。
- (2) 「副島種臣訴訟一件」『国会大木文書』121-1～121-18及び「副島伯爵家対木村政治郎訴訟事件書類（告訴上申書）外」『国会大木文書』37-10、11、12。
- (3) 「石炭仮区開坑御指令ニ付請願の理由書」、『国会大木文書』80-1。
- (4) 明治（23）7月7日付陸奥宗光宛副島種臣書翰 国立国会図書館憲政資料室蔵『陸奥宗光文書』31-2。
- (5) 「委任状」『国会大木文書』121-13。
- (6) また、吉原は「石炭仮区開坑御指令ニ付請願書」中にも「佐賀県肥前国佐賀郡新北四拾三番地土族、当時福岡県豊前国企救郡東谷村呼野鉾山寄留」と記している。（『国会大木文書』80-2。）
- (7) 「石炭仮区開坑御指令ニ付請願書」、『国会大木文書』80-2。
- (8) 同上。
- (9) 「田川郡炭山競争の処分」『毎日新聞』明治23年7月31日号。
- (10) 明治（23）年7月1日付陸奥宗光宛副島種臣書翰 国立国会図書館憲政資料室蔵『陸奥宗光文書』31-1、明治（23）7月7日付陸奥宗光宛副島種臣書翰 国立国会図書館憲政資料室蔵『陸奥宗光文書』31-2。
- (11) 明治23年12月25日付品川弥二郎宛副島種臣書翰 国立国会図書館憲政資料室蔵『品川弥二郎文書』587、同書翰は副島が品川へ平野を紹介したもので、平野の履歴書が附されている。
- (12) 大木喬任宛平野新八郎書翰『国会大木文書』66-1～66-9。
- (13) 明治（23）年7月26日付陸奥宗光宛大木喬任書翰 国立国会図書館憲政資料室蔵『陸奥宗光文書』25-1。
- (14) 「石炭仮区開坑御指令ニ付請願の理由書」、『国会大木文書』80-1、「石炭仮区開坑御指令ニ付請願書」、『国会大木文書』80-2。
- (15) 明治（23）年7月20日付大木喬任宛平野新八郎書翰『国会大木文書』66-6。
- (16) 明治（23）年8月5日付大木喬任宛平野新八郎書翰『国会大木文書』66-1。
- (17) 明治（23）年9月1日付大木喬任宛安場保和書翰 明治大学博物館所蔵『大木喬任文書』（以下『明大大木文書』）ハ-95。
- (18) 明治（23）年9月3日付平野新八郎宛中村純九郎書翰『明大大木文書』ハ-113。
- (19) 明治（23）年7月21日付大木喬任宛平野新八郎書翰『国会大木文書』66-2。
- (20) 明治（23）年8月5日付大木喬任宛平野新八郎書翰『国会大木文書』66-1。
- (21) 明治（23）年9月6日付大木喬任宛伊東巳代治書翰『国会大木文書』726。
- (22) 明治（23）年9月29日付大木喬任宛副島種臣書翰『明大大木文書』ホ-726。
- (23) 明治（23）年9月29日付大木喬任宛平野新八郎書翰

- 翰『国会大木文書』66-7。
- (24) 明治(23)年10月7日付大木喬任宛平野新八郎書翰『国会大木文書』66-8。
- (25) 明治(23)年10月27日付大木喬任宛副島種臣書翰『国会大木文書』404-6。
- (26) 「委任状」『国会大木文書』121-13。
- (27) 「副島種臣訴訟一件」『国会大木文書』121-1～121-18及び「副島伯爵家対木村政治郎訴訟事件書類(告訴上申書)外」『国会大木文書』37-10. 11. 12。
- (28) 「副島種臣訴訟一件」『国会大木文書』121-1。
- (29) 明治(23)年7月26日付陸奥宗光宛大木喬任書翰 国立国会図書館憲政資料室蔵『陸奥宗光文書』25-1。
- (30) 「詐欺取財の告訴」『国会大木文書』37-11, 尚, この告訴状の告訴人欄には諸岡の名前があり, 本文冒頭には「告訴本人副島種臣於て」と記されている。
- (31) 「副島対木村始末書一件書類綴」『国会大木文書』121-2。
- (32) 「判決正本」『国会大木文書』37-10。
- (33) 明治(24)年2月28日付大木喬任宛元田肇書翰『明大大木文書』ロ-34。
- (34) 明治25年7月1日付平野新八郎宛阪田貞次郎書翰『国会大木文書』121-4。
- (35) 「副島種臣訴訟一件」『国会大木文書』121-1～121-18。
- (36) 明治25年7月1日付平野新八郎宛阪田貞次郎書翰『国会大木文書』121-4。

#### 参考文献

- 伊東尾四郎編. 1972『企救郡誌(全)』510+4頁
- 古賀廉造. 1976「蒼海先生を憶う」園田日吉編『佐賀史談』8(4) 佐賀史談会. 9-18頁
- 薄田斬雲編. 1932『頭山満翁の真面目』平凡社. 334頁
- 加藤省一郎. 1966『臥牛菅実秀』(財)致道博物館. 393頁
- 副島種臣. 2004 島善高編『副島種臣全集. 1』慧文社. 525頁
- 田川市史編纂委員会編. 1976『田川市史 中巻』ぎょうせい. 1220頁
- 武田晴人. 1982「明治前期の藤田組と毛利家融資」東京大学経済学会編『経済学論集』第48巻 第3号
- 東京大学経済学会. 2-22頁
- 頭山満翁世伝編集員会編. 1982『頭山満翁世伝(未定稿)』葦書房. 445頁
- 中村純九郎. 1975「古賀鍊造君を偲ぶ」園田日吉編『佐賀史談』7(4) 佐賀史談会. 19-21頁
- 丸山幹治. 1936『副島種臣伯』大日社. 358頁